

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年8月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | コロナ禍以降の事業再生案件において想定される諸問題



2 | 倒産法的観点から見たオープンイノベーションの留意点 (スタートアップとの共同研究開発契約を題材に)



3 | 債権管理実務における留意点(その2) ～改正債権法を踏まえた債権譲渡・債権譲渡担保に関する留意点～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

コロナ禍以降の事業再生案件において想定される諸問題

北野 知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



1 はじめに

本Newsletterの2020年7月号では、野上弁護士から「COVID-19流行により窮境に陥った企業の事業再生について」と題して、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行下において資金の提供を受ける方策や資金の流出を防ぐ方策を紹介しました。

https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202007-P2-6-Nogami20200713-2.pdf

本Newsletterでは、さらに一歩進んで金融債務のリスケジュールや財務リストラが必要となる事案において、コロナ禍以降に生じることが想定される諸問題を紹介したいと思います。

2 想定される状況

日本政策金融公庫や商工中金からの新型コロナウイルス感染症特別貸付などの緊急融資を受け、また、公租公課の徴収猶予、減免、納付猶予等によって現状は資金繰りを維持することができている、しかしながら、売上はコロナ禍以前には戻らず、このままでは負債を減少することができずに早晚資金繰りが破綻することが見込まれる状況にある、したがって、金融債務のリスケジュールや、さらに進んで財務リストラ(債権カット)が必要である、あるいは、スポンサー支援を受けて再建したいが、スポンサーとしては債務者の抱えている債務が過剰であり、これをそのまま引き受けることは困難で、一定の財務リストラを求めたい、というような状況が想定されます。

このような状況が既に発生している企業も存在しますが、現時点ではCOVID-19の流行は終息するどころかさらに勢いを

増している状況であり、業況の改善が見られない中ではスポンサー支援を受けて事業再生を図るというのは、残念ながらなかなか難しい状況にあります。そのため、現時点では、一刻も早いCOVID-19の流行の終息を願いつつ、何とかして現状の事業を維持するための方策を検討することが求められます(その方策としては、前述の本Newsletterの2020年7月号をご参照ください)。

何とか現状の事業を維持できたとしても、1年間の徴収猶予・納付猶予を受けていた公租公課の納付期限が到来する時点、または、利子補給を受けて実質無利子となっていた借入について利子・元本の返済がスタートする時点までに売上の回復が鈍い企業において前述のような状況が本格化する、以下に紹介するような問題が先鋭化することになることが想定されます。

3 事業再生を模索する時間的余裕が確保できない問題(資金繰りの破綻)

売上が十分に回復しなければ、事業継続に必要な最低限の維持費すら賄えず徐々に資金が枯渇し、緊急融資等で調達した資金が底をつけば事業継続が困難となります。コロナ禍における特徴として、売上が回復しないため、資金が減少していくスピードが極めて速いという点があります。特にホテル関係、飲食関係、アパレル関係などにおいて顕著であり、残念ながら、各地でこれらの企業の倒産が相次いでおります。

いくら再建の意欲があっても、資金繰りが破綻してしまえば破産するほかなくなります。また破産を免れることができて、採りうる選択肢や可能性が狭まります。

事業の再建の検討には、金融債権者をはじめとする関係者

との協議や自社の状況の分析、スポンサーの探索、スポンサーとの交渉などに相応の時間を要します。想定以上の速さで資金繰りが悪化することによって、これらに必要な時間を確保することができず、残念ながら破産せざるを得ない事態が発生しています。コロナ禍が発生する以前には黒字を計上していた企業においてもこのような状況に陥っている企業が発生しています。

従って、深刻な状況に至る前から、各種の検討を始めておくことが重要です。早すぎるくらいでちょうど良いくらいです。事態が鎮静化して売上が回復し、様々な検討が無駄になれば喜ぶべきことであり、関係者一同安堵するところです。検討が無駄になって構いませんので、万が一の事態に備えて、早めに専門家へ相談をしておくことをお勧めします。

4 協議すべき関係者の増加

公租公課の徴収猶予、納付猶予等により、まとまった金額の公租公課が残されていることが想定されます。公租公課は法的手続でも優先権のある債権として優先的に取り扱うことが必要となりますが、私的整理においても優先的に弁済をすることとなれば、公租公課の金額が過剰となっているために金融債務への弁済計画を立案できず、結果として事業再生計画案の立案が困難になる事態も想定されます。

徴収猶予、納付猶予期間が経過すれば猶予を受けた公租公課について全額を一括で支払わないといけないということになれば、相当数の企業において資金繰りに窮する事態が生じることが想定されます。そのため、分納等の柔軟な対応が認められる、あるいは、別途の施策が導入されるのではないかと推測されますが、仮にそうだとした場合、私的整理や法的再建手続中の企業においても分納が許容されるのか、リスケジュールやDES・DDSにとどまらず金融債務の免除が求められる事案においてはどうか(免除後の金融債務とともに公租公課の分納をすることが許容されるか)、第二会社方式で事業を切り出した旧法人に公租公課の未払いがある場合、その

後の旧法人の清算手続において公租公課の減免を受けることができるか(公租公課の減免が難しい場合は金融債務への弁済が困難になり、事業再生計画案の立案が困難となる)など、様々な場面において公租公課の取扱いが問題となると想定されます。

また、賃料や仕入債務の分割弁済を許容してもらうことにより資金繰りを維持している企業もあると思われます。このような場合、それらの債務の取扱いも問題になります。

このように、コロナ禍前に比べ、対応すべきステークホルダーが増加することが想定されますが、コロナ禍といった債務者の責めに帰すことができない事由によって生じた各種債務について、どのような処理をすることが公平であるか、関係者において十分に協議をすることが必要になると思われます。

政府による追加諸施策、世の中の動向、同種の事業再生案件における対応状況等を踏まえて最善の方法を模索する必要があります。

5 金融機関の調整について

コロナ禍以前からの金融債務とコロナ禍での緊急融資の関係が問題になることも想定されます。後者は危機時期における事業継続のための融資であることや、コロナ禍以前からの金融債務に比して返済を受けることができていないことなどからして、コロナ禍以前の金融債務より優先的な取扱いを求めたいという意見が出る可能性も考えられます。このような意見については心情的には理解できますが、既存の金融機関の理解が得られるのか疑問がありますし、リスケジュールや財務リストラが必要な場面においては、同じ金融債務である限り、同じ取扱いをすべきことが原則となると思われます。

この問題がより先鋭化するのには、コロナ禍以降の緊急融資において、既存の金融債務に比して優先的な取扱いをすることが関係者間で合意されている場合です。さらにいえば、リスケジュール対応を求める事案ではなく、金融債務の免除が求められる事案において先鋭化します。スポンサーの支援額次

第では、コロナ禍以降の緊急融資に優先的に返済すれば、既存の金融債務への弁済に回らない事態も想定されますが、そうなれば、既存金融機関の理解を得るのは困難となります。合意した当事者の範囲、合意の内容その他諸般の事情を総合的に勘案し、事案に応じた適切な処理が求められます。画一的な対応に終始し、その結果事業再生の可能性を閉ざすことは慎むべきであり、関係当事者は叡智を出し合って最善の処理を模索すべきであると考えています。

その解決策として、従来にも増してさらにDESやDDSの利用が増加することが想定されますし、また、金融債務の中でもコロナ禍以前の債務と以後の債務とで処理を変えることなども想定されると思います。

6 法的手続の利用の増加、DIPファイナンス

このように、これまでの事業再生案件よりもさらに複雑な問題が生じることが想定されます。しかも、売上が低迷して資金繰りが急速に悪化する中でこれらの処理を行う必要があり、これまで以上に処理のスピードが求められます。

このような状況において、残念ながら私的整理では関係者の意見を調整することができず（または時間的余裕がなく）、民事再生や会社更生といった法的再建手続を利用する案件が増加することも想定されます。法的再建手続においては、再建手続中の資金繰りをいかに維持するかがポイントとなり

ます。

この点、DIPファイナンスを得て資金繰りを維持することができればよいのですが、DIPファイナンスは一般的に担保が求められます。この点、法的再建手続の申請前の資金調達のために保有資産に担保設定をしていて、もはや担保に供する資産が存在しないことも想定されます。従って、平時における担保設定については、将来を見据えた十分な検討が必要となると思われます。

もとより、担保に依存しないDIPファイナンス市場が確立されることが望ましいところであり、そのような市場が育っていくことも期待されます。

7 おわりに

このように、コロナ禍以降の事業再生手続においては、従来よりも多くの論点が含まれる事態が想定されます。しかも、その対応については従来よりもスピード感をもって進めることが必要になります。

時間切れによって事業再生の芽を摘んでしまわないように、適切なタイミング（早すぎるぐらいのタイミング）で専門家への相談をはじめ、万が一に備えておくことが肝要と考えております。

弊所においても、その時々状況を踏まえ、必要な対応策と一緒に検討いたしますので、遠慮なくご相談ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

倒産法的観点から見たオープンイノベーションの留意点 (スタートアップとの共同研究開発契約を題材に)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



第1 経済産業省・特許庁によるモデル契約書の公表

Withコロナ時代の到来により、事業会社が、革新的な技術等を有するスタートアップ企業に対し投資をするだけでなく、一定分野での共同研究開発を行う等いわゆるオープンイノベーションの波が加速しているように感じます。もっとも、スタートアップと事業会社とはバックグラウンドや力学が異なることから、オープンイノベーション関連契約につき対等な立場での契約を締結することには時として困難が伴うことが指摘されていました。2020年6月30日、経済産業省と特許庁は、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査(中間報告)」¹を踏まえ、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」(以下単に「モデル契約」といいます。)を公表しました²³。

モデル契約は、資金面及び交渉力で事業会社に劣るスタートアップの立場を従来よりも引き上げ、事業会社とスタートアップとがWin-Winの関係を維持できるようにというコンセプトに立っています。もとより、あくまでモデルに過ぎず、スタートアップとの契約につき必ずこのモデル契約の内容で締結する必要はありませんが、事業会社としても、今後はモデル契約の内容を踏まえた交渉をする必要があるものと思われます。

第2 スタートアップの資金破綻リスク

ところで、スタートアップとのオープンイノベーションを試みる事業会社としては、スタートアップの資金が破綻し事業継続が困難になる事態をワーストシナリオとして現実的に認識しておく必要があります。とりわけ、シード、アーリー等創業から間もない時期においては、スタートアップは投資家からの資金のみをもって事業を行っており、未だマーケットで商品を販売しておらず、赤字状態が継続することが珍しくありません。このようなスタートアップとの連携をする際、事業会社としてはスタートアップの事業計画を見極めた上で、投資とともに例えば共同研究に係る費用負担を行う等スタートアップの資金が破綻しないように留意することが実務上行われています。

では最悪のケースとして、スタートアップが共同研究開発契約の存続中に資金破綻した場合、どうなるのでしょうか。以下では、あまり考えたくない話ではありますが、共同研究開発契約を締結したスタートアップが破産又は民事再生に至った場合の法的処理を考察してみたいと思います。

第3 共同研究開発パートナーの倒産

1 共同研究開発契約とは

一般に、共同研究開発契約とは、複数の当事者が共同して製品や技術の研究開発を行う際に締結される契約であり、両

1:<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630.html>

2:<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>

3:モデル契約は、秘密保持契約、PoC契約、共同研究開発契約、ライセンス契約の4つが公表されていますが、以下ではこのうち共同研究開発契約を扱います。

者の研究開発における役割分担、研究成果の帰属、費用負担、ライセンスの実施許諾を伴う場合のその条件、秘密保持等が規定されます。契約当事者は、当該契約の定めに従い、お互いの知見・技術を一定範囲で相手方に共有したうえで研究開発を遂行し、事業化を目指します。法律論としては、共同研究開発契約は、それぞれの役割分担の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を互いに負う、準委任契約である(民法656条)という考え方が有力です⁴。この理解を前提としても、共同研究開発契約は、通常の(準)委任契約と異なり、契約当事者双方が委任者でもあり受任者でもあるという点、(準)委任契約プロパーの内容とは言い難いような条項(ライセンス契約の要素や知的財産の帰属に関する条項等)が含まれている点が特徴的です。

2 パートナーの倒産が契約関係に与える影響

共同研究開発契約が準委任契約であるという前提に基本的に立つと、契約の一方当事者が破産、民事再生に至った場合、契約関係は以下のとおり扱われます。

① 破産の場合

委任契約の委任者又は受任者が破産した場合、委任契約は当然に終了することとされます(民法653条2号)。したがって、スタートアップが破産に至った場合、その時点で共同研究開発の遂行は終了し、当該時点までに将来分の研究開発経費をスタートアップに支払っていた場合には、当該返還請求債権は、破産債権として扱われます。なお、当事者に破産手続が開始されても契約は終了しない旨の特則の有効性については、議論があります。

② 民事再生の場合

民事再生手続の開始時点で、準委任契約の双方の債務が完了していない場合(研究開発における双方の役割が全うされていない場合)、民事再生法上、当該契約は双方未履行双務契約として扱われ、再生債務者(スタートアップ)が契約関係を解除するか、続行(履行選択)するかの決定権を持つものと考えられます(民事再生法49条)。再生債務者としては、例えば事業化目前で民事再生に至った場合等、共同研究開発を続行したい場合には、履行選択を行うでしょう。もともと、この場合において、事業会社が研究開発の続行を望まない場合には、民法651条1項の任意解除権やモデル共同研究開発契約16条1項2号に定めるような再生手続開始申立てを理由とする解除権を行使することで、契約関係の解消を求めることとなります。共同研究開発契約が準委任契約であり、かつ、契約書において民法651条の任意解除権の排除がされていない場合には、事業会社の主張には理由があるものとも思われますが、スタートアップ側からは、そもそも共同研究開発契約は準委任契約ではないとの主張や、再生手続開始申立てを理由とする解除権の行使は無効である(契約書の定めは再生債務者を拘束しない)⁵等の反論が想定されるところです。

以上は共同研究開発契約が、準委任契約であるという前提に立った考察ですが、そもそも上述のとおり、共同研究開発契約にはライセンス契約の要素等を含む、複合的な契約となっていることが通常です。例えば、モデル共同研究開発契約では、スタートアップが事業会社に対し、いわゆるバックグラウンド特許(研究開発開始以前から単独で有する特許)や次述の研究成果に関するライセンスを行う内容を含んでいます。

4: モデル共同研究開発契約解説・7頁。

5: いわゆる倒産解除条項の有効性については、本ニュースレター第10号参照(https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_201904-P1-8-All20190409.pdf)。

(モデル共同研究開発契約7条1項参照)。このような複合的な要素を含む契約全体について、一律に当然終了、解除という効果をもたらしてよいかは検討の余地があるものと考えます⁶。

また、上記の倒産解除条項に限られず、破産管財人や再生債務者の立場からは、ある契約条項(事業会社に有利な条項)は破産管財人等を拘束しない(そうでないと、破産法等で定める破産管財人の権限や他の債権者の利益が害される)との主張がなされることもままありますので、留意が必要です。

3 研究成果に関する知的財産の帰属

共同研究開発の過程で生じた研究成果及び成果に関する知的財産権がいずれの当事者に帰属するかは、共同研究開発契約の一つの肝です。この点、モデル共同研究開発契約においては、研究成果に関する知的財産権は原則としてスタートアップに単独帰属し(モデル共同研究開発契約7条6項)、事業会社は独占／非独占の有償ライセンスを受けることとされています(モデル共同研究開発契約7条7項)。そのうえで、スタートアップの資金破綻等の場合には、事業会社がスタートアップに対し、当該知的財産権を無償で譲渡することを求められる、という建付けとされています。もっとも、倒産法的観点からすると、資金破綻した段階において無償で財産を譲渡すれば、詐害行為取消(民法424条)や否認権(破産法160条等)の対象となり譲渡の効力が否定されるリスクがあります。したがって、事業会社としては当該知的財産に価値があるものとする場合、有償で購入することも視野に入

れる必要があります⁷。

なお、モデル共同研究開発契約においては、「オープンイノベーションを成功させるためには、研究成果についての知的財産権の共有は極力避けることが望ましい」とされていますが、研究成果に関する知的財産を両者の共有とする処理も一般論としてはよくみられるところです。仮に研究成果が共有特許であり、一方共有者(スタートアップ)が破産した場合、その破産管財人は、共有持分を早期に換価する必要があり、実務的には共有者への売却をまず試みます⁸。他方、共有持分の譲渡には、共有者の同意が必要であるという特許法73条1項の規定は、破産管財人をも拘束するものと考えられますので、破産管財人が共有者である事業会社の同意を得ずして当該共有持分を第三者に処分することはできないものと考えられます。共有当事者である事業会社としては、このような権利関係を前提に、破産管財人との間で適正価格での買取交渉を検討するべきものと考えます。また、研究成果を共有とする場合には、他方当事者の倒産後においては、第三者へのライセンスを自由とできる(特許法73条3項参照)等倒産リスクを考慮した設計を検討しておくことが望ましいでしょう。

第4 おわりに

スタートアップはある技術や知的財産に事業の多くを依存しており、潤沢な資金力を有しているとまでは通常いえないことから、スタートアップとのオープンイノベーション成功のため

6: 例えば、ライセンス契約については、ライセンシーの立場は倒産手続開始後も一定保護されます。詳しくは、本ニュースレター第21号参照(https://www.oheebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)。

7: 個人的な雑感としては、そもそも研究に係る経費につき事業会社負担を原則としたうえで、全ての研究成果を原則としてスタートアップ帰属とするというモデル契約の建付けを前提とすると、平時においてはスタートアップに無償帰属するが、危機時期には事業会社へ無償で移転するという構成はある意味平時と危機時でのフェアなリスク分担とも考え得るのではないかと感じます。もっとも、債権者からすると無償行為と捉えられる可能性は払拭しきれず、事業会社が研究成果にどれほどの寄与度が認められるかという問題とも関わるので、やはり有償譲渡の可能性も視野に入れておくべきものとする次第です。

8: なお、破産管財人は、共有者間で分割禁止特約がある場合であっても、分割請求をすることができるとされています(破産法52条1項)。

には、事業会社もある程度のリスクを受け入れることが必要です。もっとも、想定外のリスクを最大限避けるべきであることはいうまでもありません。例えば、契約で定めていても、最悪の場合（スタートアップが破産等した場合）、スタートアップから

知的財産を取得するには有償でなければならない可能性がある等倒産時には、必ずしも契約の定めどおりの処理にはならない可能性を踏まえた上で、スタートアップとの契約交渉にあたることが重要であるものと考えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

債権管理実務における留意点(その2)

～改正債権法を踏まえた債権譲渡・債権譲渡担保に関する留意点～

吉原 秀
Masaru Yoshihara

PROFILEはこちら 



1 はじめに

令和2年(2020年)4月1日から、債権法に関する改正法(平成29年法律第44号に基づく改正後の民法)が施行されました。今般の債権法改正における改正項目は多岐にわたりますが、本稿では、改正債権法のうち、債権管理実務において重要となるポイントの1つである債権譲渡(債権譲渡担保)に焦点を当て、債権法改正の概要にとどまらず、実務上の留意点等も含めて概説します。

2 債権譲渡に関する法改正と実務上の留意点

(1) 債権譲渡に関する法改正の概要

周知のとおり、旧民法下では、債権譲渡禁止特約には、債権の移転効を否定するいわゆる物権的効力があり、譲渡禁止特約に反する債権譲渡は原則として無効であると解されていました¹。

しかし、このように譲渡禁止特約が物権的効力を有すると解されていることが中小企業等の債権譲渡(譲渡担保権の設定を含みます。)による資金調達の妨げとなっていると従来から指摘されており、この点が見直される形で改正がなされました。すなわち、改正民法第466条第2項は、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない」と規定し、旧民法下において認められていた上記の物権的効力を明文で否定しました(このような規定ぶりから、改正法下では「債権譲渡制限特約」という語が用いられます。)

そして、重要な点は、改正法施行日前に既に債権譲渡禁止

特約が付されていた場合であっても、改正法施行日である令和2年4月1日以降は、それを有効に譲渡(譲渡担保権の設定を含みます。)することが可能になったということです(債権譲渡に関する経過措置は、附則第22条ご参照。)

このように、今般の債権法改正で、いわゆる譲渡禁止特約が付されている債権であっても、それに譲渡担保権を設定することが可能になりましたが、上記下線部について金融機関担当者等が必ずしも十分に理解していない場合もありますので、資金調達のために譲渡禁止(制限)特約付債権に譲渡担保を設定しようとする際は、適宜、説明する必要がある場合もあるでしょう。

(2) 債権譲渡制限特約違反と債務不履行責任

それでは、有効に債権譲渡できるようになったとして、実際に債権譲渡制限(禁止)特約が付されている債権を譲渡すると、譲渡人に債務不履行責任が成立し、契約の相手方から損害賠償請求され、あるいは契約を解除されることになるのでしょうか。

この点については、議論が分かれています。まず、立案担当者は、債権譲渡制限特約付債権を譲渡しても、特段の事情なき限り、譲渡人に債務不履行責任は生じないとしています²。さらに、それを一歩進めて、改正民法第466条には、債務者の不利益が深刻でないにもかかわらず債権譲渡を牽制する効果を持つ債権関係当事者の合意を認めないとする強行的な趣旨を含むと解すべきとする見解も、債権法改正に係る法制審議会幹事であった研究者により提唱されているとこ

1: 我妻栄『新訂債権総論(民法講義IV)』(岩波書店、1964年)524頁等。

2: 筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018年)165頁・脚注2)。

ろです³。このような強行法規性を認める立場からは、債権譲渡制限特約に違反した場合を解除原因(の1つ)とする条項は無効ということになり得ます。

他方で、法制審議会においては、債権譲渡制限特約に違反した場合に違約金を支払うことを義務付ける条項や契約の解除を可能とする条項を契約書で定めた場合、そのような条項は有効であるという指摘もなされていました⁴。このような見解を前提に、債務者側で契約書を作成する場合には、(少なくとも債権譲渡に対する抑止力にはなることを期待して)債権譲渡制限特約違反を原因とする違約金条項や解除条項を設けておくことも一考でしょう。

このような議論状況も踏まえて、次節では、債権譲渡制限特約に違反しない形で、自社の保有する債権を担保に資金調達することを想定したスキームとして、自社保有債権を信託財産化し(自己信託)、その信託受益権に譲渡担保権を設定するという方法について、紹介します。

(3) 債権譲渡制限特約付債権を担保に入れる方法

標記のような方法として、自己が保有する債権について信託宣言の方法によって信託を設定し(これによって組成される信託を自己信託といい、信託設定者は委託者兼受託者という地位におかれることになります。)⁵、信託受益権に譲渡担保を設定するという方法があります。なお、自己信託の設定は「信託の引受け」(信託業法第2条第1項)に該当しないものと解されますので、信託業の登録は不要です。

ここでは、債権譲渡禁止(制限)特約付債権への信託設定が同特約に反するかが問題となりそうですが、自己信託の設定にあたってはそもそも財産の移転(=債権の「譲渡」)がないので、旧法下においても、債権譲渡制限特約には違反しないと解されてきました。

また、債権譲渡禁止(制限)特約には、債務者の抗弁権保護(相殺期待の保護がその典型です。)という役割もあります。このような趣旨に鑑み、債権譲渡禁止特約付債権への自己信託設定が有効になる要件として、信託財産に属する債権の債務者(=取引先等)からの相殺につき、自働債権(=取引先等が自社に対して有する債権=買掛債務)が受託者の固有財産を引き当てにするものであっても、受託者がそれを承認する旨を、予め信託行為の際に定めておくことが必要であるという考え方が実務上は一般的でした⁶。このような債務者の相殺権を保護する条項を設けておくという対応は、改正法の下でも維持されていくものと思われます。

そして、信託受益権に譲渡担保権を設定することも可能です。自己信託によって信託対象債権及び対象債権からの回収金が信託財産を構成していることは、対抗要件なくして第三者に主張できると解されていますので⁷、万が一、委託者兼受託者(兼当初受益者)について法的倒産手続が開始した場合でも、譲渡担保の設定時点で危機時期にない限り、破産管財人等に対して、対象債権が倒産手続から隔離されていること及び信託受益権の譲渡担保権者であることを主張することができると解されます。実務上、信託対象債権の回収金

3:このような見解として、山野目章夫ほか「座談会>債権法改正元年を迎えて(下)―不動産取引の論点を中心に」NBL1162号27頁(山野目発言)。

4:部会第83回議事録31頁(内田貴発言)。また、近時の議論においても、債権譲渡制限特約違反を理由とする解除条項がある場合には、その条項による解除は原則として有効であるとする指摘があります(山野目章夫ほか「座談会―債権譲渡制限特約」道垣内弘人・中井康之『債権法改正と実務上の課題』(有斐閣、2019年)232頁(深山雅也発言)。)

5:信託宣言にあたっては、公正証書その他の書面又は電磁的記録によって、一定の事項を記載・記録したものによってする必要があります(信託法第3条第3号)。「公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合」については、信託設定時に受託者が受益権の全部を有することが認められていませんので(寺本昌広『逐条解説新しい信託法(補訂版)』(商事法務、2008年)46頁・注16。)、本稿で紹介するスキームにおいては、公正証書により信託宣言を行うことを前提としています。また、自己信託の設定により、信託対象債権及びその債権の回収金は信託財産として切り出され、委託者兼受託者の固有財産とは別個の財産を形成することになります。

6:この点について端的に説明するものとして、道垣内弘人『信託法』(有斐閣、2017年)34頁以下、詳述するものとして、同「譲渡禁止特約付債権の自己信託」トラスト60編『新信託法の理論分析』(トラスト60、2010年)33頁以下。

7:道垣内弘人「譲渡禁止特約付債権の自己信託」トラスト60編『新信託法の理論分析』(トラスト60、2010年)44頁、同「信託法入門」(日本経済新聞出版、2007年)85頁等。

と固有財産に属する資金が1つの口座で管理される可能性もありますので、そのような場合には、信託財産と固有財産に分けて帳簿を管理するなどの対応も併せて必要になるでしょう。

今般の法改正を経ても、いざ債権を譲渡担保に入れるという局面では、当該債権に付されている譲渡禁止特約に違反することを躊躇し、あるいは、譲渡制限特約違反が判明した場合に(通常の債権譲渡担保であれば、対抗要件具備の過程で債権譲渡登記によって債権譲渡の事実が公示されることとなります。)、取引先等からの受注が減少したり、場合によっては取引を解消されることを懸念して、担保設定を差し控える事業会社も少なくないと感じられます。

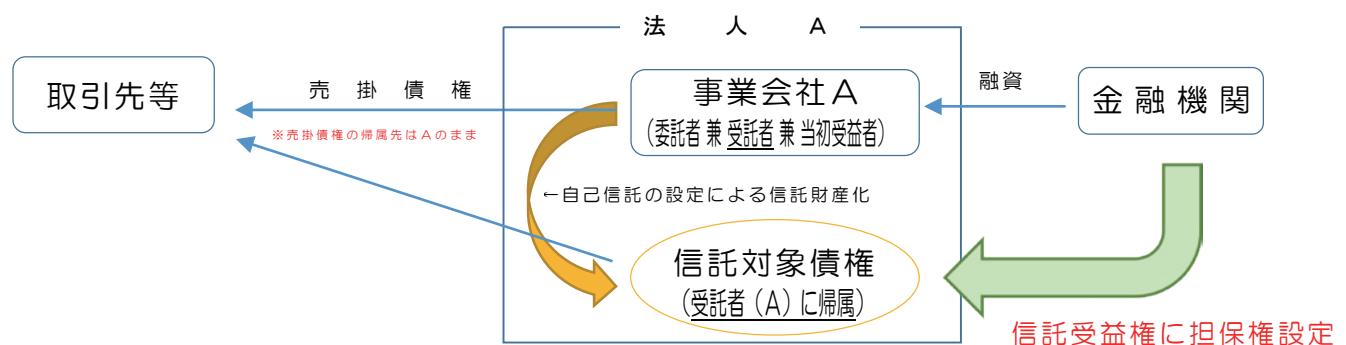
そのような場合には、資金調達のために自社の売掛債権を担保に入れる方法として、本稿で紹介した上記スキームも検討に値するものと考えています。このようなスキームを利用して

資金調達をお考えの場合には、信託契約や信託受益権の譲渡担保設定契約等について、別途、弁護士にご相談されることをお勧めします。

3 おわりに

本稿では、債権譲渡・債権譲渡担保に焦点を当てて、改正債権法の概要や実務上の留意点を紹介しました。詳細な議論の紹介を脚注記載の文献に委ねている部分もありますが、改正債権法はまだまだ施行されたばかりであり、判例が蓄積されるなどして議論が日々深化していくと思われますので、今後の議論も注視しておく必要があります。本稿が債権管理実務を担当しておられる方などの日々の業務の一助となれば幸いです。

【参考図】



具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】